

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量                                  | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                      | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                            | 法人番号          | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)  | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率     | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---|---|----------|--|---------------|--|------------|------------|---------|----------|---------|---------------|---------|----|
|   |   |          |  |               |  |            |            |         |          | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 都市交通システム及び都市交通と一体となった総合的な都市開発の海外展開に関する調査・支援業務 | 支出負担行為担当官<br>都市局長<br>天河宏文<br>東京都千代田区霞が関2-1-3      | R5.7.10  | 共同提案体(構成員)<br>(公社)日本交通計画協会<br>東京都文京区本郷3-23-1 | 8010005003758 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本業務は、新興国等を対象に、都市交通システム及び公共交通指向型都市開発をはじめとした都市開発に関する本邦企業の海外展開に向けた課題を把握するとともに、公共交通指向型都市開発等の海外展開に関する国内外のプロフェクト事例を網羅的に情報収集、整理を行い、日本の技術的な優位性等を考慮した海外展開検討のためのマニュアルを整備する。また、先方政府関係者等に対して本邦技術・知見・ノウハウ等を紹介するためのセミナー企画等や、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行うものである。本業務の履行にあたっては、都市交通システム及び都市開発の海外展開に関する課題や日本の優位な技術等を整理し、公共交通指向型都市開発等の海外展開を促進するための、メリットや現地での検討事項等を示したマニュアルを作成するための高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー、工程表その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。企画競争実施のため、令和5年5月16日から6月5日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、6月5日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、都市交通システム及び都市交通と一体となった総合的な都市開発の海外展開に関する調査・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることと判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。 | 21,967,000 | 21,967,000 | 100.00% | -        | 公社      | 国認定           | 2者      |    |
| 洋上風力発電の導入促進に向けた海域の利用に関する調査検討業務                | 支出負担行為担当官 木村 大<br>国土交通省大臣官房会計課<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R5.7.11  | (公社)日本港湾協会<br>東京都港区赤坂3-3-5                   | 7010405000967 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等に関する業務を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないため、促進区域の指定に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。<br>以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様へ反映させることにより、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。   | 55,099,000 | 55,099,000 | 100.00% | -        | 公社      | 国認定           | 2者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量                | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                          | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                              | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率     | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|-----------------------------|---|----------|--|---------------|---|------------|------------|---------|----------|---------|---------------|---------|----|
|                             |   |          |  |               |   |            |            |         |          | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 戸建て既存住宅の流通・活用等の促進に関する調査研究業務 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課長<br>木村 大<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R5.7.18  | (公財)都市計画協会<br>東京都千代田区紀尾井町3-32                  | 5010005018899 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br>本業務は、十分に活用されていると言い難い戸建て既存住宅の課題の抽出、課題の解決に資する事例調査、有識者等を交えた意見交換等により、戸建て既存住宅の更新の促進に向けた手法を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。<br>本業務の履行に当たっては、次の要件を満たすことが必要である。<br>○ 戸建て既存住宅の流通・促進等に関する課題について、学術論文等の文献や過年度の調査結果から収集し、整理を行う能力があること。<br>○ 上記の課題の解決に資する事例(民間事業者、NPO、行政等が実施するものを含む)を収集し、取組の経緯、取組状況、現在の成果と課題、今後の展望等についてインタビュー調査を行う能力があること。<br>○ 本件調査研究を進めるに当たって有益な知見を有する有識者等を選定した上で意見聴取や会議運営を行い、結果をまとめる能力があること。<br>このため、本業務は価格による一般競争になじまず、調査内容、調査方法、業務実施体制等に関する企画提案を評価して請負者を選定する企画競争により発注することが適切であることから、その手続を行った。提出された企画提案者の内容に基づき、令和5年5月20日に企画競争委員会において審査した結果、公益財団法人都市計画協会は、前述に示す要件を満たした上で、提案内容の的確性及び実現性等において特に優れた提案を行った者であると判断された。よって、同社を本業務に係る業者として特定した。  | 5,500,000  | 5,500,000  | 100.00% | -        | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和5年度都市計画情報の高度化に向けた検討調査業務   | 支出負担行為担当官<br>都市局長<br>天河宏文<br>東京都千代田区霞が関2-1-3          | R5.7.20  | 共同提案体(構成員)<br>(公財)都市計画協会他2者<br>東京都千代田区紀尾井町3-32 | 5010005018899 | 会計法第29条の3第4項<br>予算令第102条の4第3号<br>本業務では、令和4年度より進めている全国的な都市計画情報のGISデータ情報の収集・整備の更なる充実を図るとともに、地方公共団体の取組状況や課題等を把握、検討を行い、都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化を更に推進するものである。本業務の履行にあたっては、現在の国土数値情報の整備範囲、属性項目、品質基準等に準拠した全国のGISデータの整備や、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続を行ったところである。企画競争実施のため、令和5年5月16日から5月30日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、5月30日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していること判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。 | 12,991,000 | 12,991,000 | 100.00% | -        | 公財      | 国認定           | 1者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量                   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する<br>部署の名称及び所在地                   | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び<br>住所                        | 法人番号          | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由<br>(企画競争又は公募)   | 予定価格(円)   | 契約金額(円)   | 落札率     | 再就職の役員<br>の数 | 公益法人の場合     |                   |         | 備考 |
|--------------------------------|--|----------|--|---------------|---|-----------|-----------|---------|--------------|-------------|-------------------|---------|----|
|                                |  |          |  |               |   |           |           |         |              | 公益法人の区<br>分 | 国認定、都道府<br>県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和5年度 軌道整備推進に関する調査・<br>分析・検討業務 | 支出負担行為担当官 丹羽 克彦<br>国土交通省道路局<br>東京都千代田区霞が関2-1-3     | R5.8.28  | 共同提案体<br>(公社)日本交通計画協会 他 1者<br>東京都文京区本郷3-23-1 | 8010005003758 | 本業務は、全国の軌道と交差する主要な道路について調査を行い、道路交通と軌道による舗装損傷の実情を整理し、原因分析することで、今後の道路の維持管理に資する資料を作成する。また、全国の軌道におけるCO <sub>2</sub> 排出量を調査し、軌道事業におけるカーボンニュートラルの推進に向けた方策を検討するものである。<br>本業務の実施に当たっては、専門の経験や知識を有することから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をしていただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争を行い、提出された提案書の審査を行った。<br>その結果、上記相手方は、軌道の維持管理に関する業務実績を有しており、業務に対する理解度が高く、企画提案においても、軌道事業者へのアンケートの実施や過年度業務のデータの活用により損傷実態を網羅的に把握し、また、道路交通センサス等の統計データを活用し、軌道構造と交差部道路状況(交通量、大型車混入率等の交通特性)の整理・分析により、舗装損傷要因のテクノロジー分析を実施するなど、具体的な手法の提案がなされていた。また、道路交差部の損傷実態把握に併せて、事例の少ない道路交通に起因する道路管理者による舗装修繕実例に着目し、事例収集を行い、道路管理者が舗装修繕できる条件の分析を行うなど、経営状況の厳しい軌道事業者に対し、道路管理者が修繕対応可能な判断条件分析の提案がなされており、今後の軌道の予防保全、長寿命化につながる維持管理についての着眼点が評価でき、実現性の高い提案がなされたことから、本業務において十分な知識があると評価し、本業務を遂行し得る業者であると認められた。<br>以上ことから、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。<br>根拠条文<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 9,988,000 | 9,988,000 | 100.00% | -            | 公社          | 国認定               | 1者      |    |
| 北海道価値創造パートナーシップ交流活性化<br>検討業務   | 支出負担行為担当官<br>北海道開発局開発監理部長 池下 一文<br>北海道札幌市北区北8条西2丁目 | R5.9.21  | (公財)はまなす財団<br>北海道札幌市中央区北5条西6丁目<br>2-2        | 9430005010380 | ・会計法第29条の3第4項<br>・本業務は、企画提案書の評価において、調査等に必要不可欠な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した左記業者と随意契約を行うものである。(企画競争)   | 1,892,000 | 1,889,030 | 99.84%  | -            | 公財          | 国認定               | 1者      |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。